

# 令和5年度大府市一般廃棄物処理実施計画

## I ごみ処理実施計画

### 1. 基本方針

不要なものの購買を抑え、ごみを減らし、製品の再利用を推進し、再生できるものは資源として再生利用するという3Rに、ごみになるものの受け取りを断る発生回避（リフューズ）を加えた4Rを推進し、循環型社会づくりを行います。

○排出抑制：排出量の原単位において、平成30年度の847g／人・日に対して、計画目標年度である令和12年度に780g／人・日まで削減します。

○再生利用：再生利用量÷総排出量から求める資源化率を平成30年度の25.7%に対して、計画目標年度である令和12年度に30.0%へ引き上げます。

### 計画目標

項目	平成30年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
①排出量の原単位 (g／人・日)	847	<b>780</b>
家庭系	650	595
事業系	197	185
②ごみ(資源物を除く)の排出量 (g／人・日)	650	<b>590</b>
家庭系(資源物を除く分)	520	475
事業系(資源物を除く分)	130	115
③資源化率 (%)	25.7	<b>30.0</b>

※人口は年度末時点

※排出量の原単位：総ごみ排出量(t)×1,000,000／人口／365日

※資源化率：再生利用量(t)／総ごみ排出量(t)×100

## 2. ごみの排出量（令和3・4年度の実績と令和4・5年度の目標）

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、上位計画である、第6次大府市総合計画、第3次大府市環境基本計画と目標年度を合わせ、一体的に本市の一般廃棄物処理事業を推進していくため、目標年度を令和12年度として令和3年3月に策定しました。本計画の目標は、基本計画の将来目標値を基準に設定しました。

単位：g／人・日

原単位	3年度実績 12月末時点	4年度実績 12月末時点	4年度目標	5年度目標
家庭系	659 (540)	621 (507)	639	636
事業系	198 (118)	188 (116)	184	184
合計	857 (658)	809 (623)	823	820

※括弧内の数値は、資源化量を除いた原単位

資源化率	3年度実績 12月末時点	4年度実績 12月末時点	4年度目標	5年度目標
家庭系資源化量（t）	3,030	2,922	4,175	4,092
事業系資源化量（t）	2,065	1,838	2,460	2,476
クリーンセンターでの資源化量（t）	1,684	1,456	1,553	1,563
合計（t）	6,779	6,216	8,188	8,131
資源化率（%）	31.0	30.1	28.5	28.5

※家庭系資源化量の中に、生ごみ分別モデル事業による収集量と新聞店の自主回収量を含み、小売業者による店頭自主回収の数量は含まれていません。

クリーンセンターでの資源化量には、メタル及びスラグの重量が含まれています。

（参考）

家庭系資源化量内訳

単位（t）

種 類	3年度実績 12月末時点	4年度実績 12月末時点
プラスチック製容器包装	262	275
ペットボトル	142	148
金属類	122	119
びん類	450	374
紙類（布類含む）	1,494	1,452
乾電池	13	13
使用済小型電子機器	14	11
スプレー缶	14	14
新聞販売店回収	492	464
食品残渣	26	52
合計	3,030	2,922

単位：t

種 類		3年度実績 12月末時点	4年度実績 12月末時点	4年度目標	5年度目標
人口(人)		92,698	92,828	95,687	96,306
家庭系	燃やせるごみ	12,380	11,705	16,573	16,680
	燃やせないごみ	557	450	682	686
	直接搬入ごみ	838	780	900	906
	処理困難物	1	1	2	2
	資源回収	3,030	2,922	4,175	4,092
	小計	16,806	15,858	22,332	22,366
事業系	燃やせるごみ	2,198	2,145	2,931	2,950
	燃やせないごみ	3	3	5	5
	直接搬入ごみ	804	820	1,034	1,041
	再生利用	2,065	1,838	2,460	2,476
	小計	5,070	4,806	6,430	6,472
合計		21,876	20,664	28,762	28,838

※粗大ごみについては、燃やせるごみ及び燃やせないごみに含んで集計しています。

### 3. 処理主体

種類・区分			処理の主体	
			収集運搬	処 理
家庭系	収集ごみ	燃やせるごみ	市(委託)	市(東部知多衛生組合)
		燃やせないごみ		
	直接搬入ごみ	排出者		
	粗大ごみ	市(負担金)		
	資源回収品	市(委託) ※新聞販売店(新聞紙・チラシ) ※小売業者(店頭自主回収) ※認定事業者(使用済小型電子機器等)		
事業系	収集ごみ	許可業者	市(東部知多衛生組合)	
	直接搬入ごみ	排出者		
	再生利用	許可業者	再生処理業者	
処理困難物			排出者(取扱業者へ委託等適正処理)	
			許可業者	許可業者(業者の施設)
特定家庭用機器 (家電4品目)			小売業者、許可業者及 び排出者	製造業者等
資源の有効な利用の促進に関する法律 に定める指定再資源化製品 (パソコン、オートバイ等)			同法及びそれに基づく施行令、省令に定める者	

## 4. 処理計画

### (1) ごみの排出抑制及び再資源化計画

循環型社会の実現やごみ処理施設の長寿命化を図るため、基本計画及び大府市家庭系ごみ減量化実施計画に基づき、ごみ減量化に向けて今後の取り組むべき施策を推進します。

#### ① 分別収集の推進

○ 排出マナーが分かりやすい半透明の指定ごみ袋を使うことにより分別の意識を高め、ごみ減量への意識付けを図ります。

#### ② 生ごみの減量推進

○ 燃やせるごみの中で大きな比重を占める生ごみの減量を進めるため、「アスパ」(EMぼかし)の無料配布と生ごみ堆肥化容器の購入費補助を行うとともに、活動団体と連携して段ボールコンポストの普及啓発を行います。

○ 2010 運動(宴会などでの食べ残しをなくす運動)を始めとした食品ロス削減活動を実施します。エコレシピの紹介やエコクッキング教室の実施を通して一般家庭に対して、食品ロス削減に対する意識を高めていきます。

○ 民間のバイオガス発電施設を活用し、家庭系生ごみを分別収集し、資源として活用する事業について対象エリアを拡大します。

#### ③ 資源回収

○ 資源回収は、地域の資源回収ステーション、公共施設等に設置する市内8か所の公共資源ステーションにおける行政の回収のほか、新聞販売店による新聞の自主回収やスーパーや酒屋の店頭自主回収への誘導も行います。

また、プラスチック類(プラスチック製容器包装と指定20品目のプラスチック製品)については、令和5年4月から週1回ごみステーションで回収します。

○ 資源回収品目は、プラスチック類(プラスチック製容器包装と指定20品目のプラスチック製品)、金属類(アルミ・スチール缶)、スプレー缶、びん(生きびん・その他びん)、ペットボトル、紙類(ダンボール・新聞紙・紙パック・その他の紙類)、衣類とします。

○ 乾電池及び水銀式体温計については、公民館等を回収場所に指定し回収を行います。また、使用済小型電子機器等についても公共施設での回収のほか、認定事業者による宅配回収への誘導も行います。その他には、羽毛布団をイベント時に回収を行います。

#### ④ 事業系廃棄物の適正処理

○ 店舗・事務所・工場等の事業所から排出される事業系一般廃棄物については、事業者自らが処理するものとし、処理できない場合は処理施設へ直接搬入するか許可業者に処理を依頼するものとします。

○ 事業系廃棄物についても家庭系同様に廃棄物の減量・再生利用を推進し、事業所から排出される生ごみについては、バイオガス発電施設への搬入を推奨し、食品リサイクルを推進します。

○ 東部知多クリーンセンターでの受入れについては産業廃棄物の排除を強化し、可能なものについては資源化を推進し、市役所でも月2回の事業系の資源回収を行います。

⑤ 広報・啓発活動

- 広報や回覧チラシ、全戸配布のパンフレットを通し、ごみの出し方、減量の考え方をPRします。
- 出前講座や産業文化まつりを通して、廃棄物の減量や4Rの推進等について市民への啓発を行います。
- 小学校の児童生徒を対象に、ごみ減量や資源回収の啓発のため環境学習出前講座を実施します。
- ごみになるものの受け取りを断る発生回避（リフューズ）という考えを普及させるため、レジ袋削減に向けたマイバッグ運動を展開します。
- リユース事業者の情報を市民へ提供することにより利用を促進し、再使用によるごみの発生抑制を推進します。

⑥ その他

- 排出しようとする一般廃棄物が、関係法令により再資源化義務がある物の場合、排出者及び再資源化義務が課せられている者は、法令の趣旨を理解し再資源化に努めるものとします。

(2) 収集しないごみと各収集・処理の方法

収集しないごみ	品目例	収集・処理方法
多量のごみ 収集困難物	電子レンジ、発火性危険物、自転車、ガス給湯器、多量の草木など	自分でまたは収集運搬許可業者に依頼してクリーンセンターへ搬入する。もしくは、販売店に引き取りを依頼する。
事業系 一般廃棄物	事務所、商店などの事業所から出る一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）	事業者自ら適正に処理する。自分でまたは収集運搬許可業者に依頼してクリーンセンターへ搬入する。 資源化が可能なものについては、資源化を進め、事業系の資源回収の利用や、再生処理業者へ処理を依頼する。
特定家庭用機器	エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫、冷温庫、保冷庫を含む）、洗濯機（衣類乾燥機を含む） （家電リサイクル法対象品）	購入、買い替えを行う販売店または収集運搬許可業者に依頼する。もしくは、自分で指定引取場所へ持ち込む。
パソコン	本体及びディスプレイ	メーカーまたは認定事業者へ回収を依頼する。もしくは、公共施設に持ち込む。 （※公共施設の場合はディスプレイのみは不可）
処理困難物	建設廃材、木の切り株、自動車・二輪車及びその部品、タイヤ、バッテリー、温水器、農業用機械、高圧ガス容器、消火器、廃油、塗料、農薬、劇薬など	販売店、工事業者、スクラップ業者等取扱業者で適正に処理する。 収集・処理が可能なものについては、許可業者による。

(3) 収集運搬、中間処理及び最終処分計画

① 収集運搬

家庭ごみの収集運搬については、委託方式を原則とします。

場所数は令和4年12月末現在

区分	排出方法	収集形態	収集頻度	収集方式	集積場所数	
ごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋	委託	週2回	ステーション方式	3,324
	燃やせないごみ	指定ごみ袋	委託	月1回	ステーション方式	3,324
	粗大ごみ	—	直接搬入	随時	—	—
			戸別収集	週2回	各戸収集方式	—
許可業者			随時	—	—	
資源物	プラスチック類 ※1	透明性の袋	委託	週1回	ステーション方式	地域のごみ ステーション 3,324  公共資源 ステーション 8
	生きびん	プラスチック コンテナ	委託	月1~2回	ステーション方式	地域の資源 回収 ステーション 469
	その他びん					
	スチール					
	スプレー缶					
	アルミ	プラスチックコンテナ (麻袋へ移す)	委託	月1~2回	ステーション方式	公共資源 ステーション 8
	ペットボトル					
	ダンボール					
	新聞紙					
	紙パック	しばって そのまま	委託	月1~2回	ステーション方式	公共資源 ステーション 8
	その他の紙類					
	衣類	透明性の袋	委託	月1~2回	ステーション方式	公共資源 ステーション 8
	乾電池	回収ボックス	委託	常時	拠点方式 (公共施設等)	71
使用済小型電子 機器等	回収ボックス	委託	常時	拠点方式 (公共施設)	11	

※1 プラスチック類（プラスチック製容器包装と指定20品目のプラスチック製品）

## ② 中間処理

中間処理については、ごみは一部事務組合である東部知多衛生組合の東部知多クリーンセンターで焼却・破砕処理をし、資源物は民間資源化業者へ処理を委託します。なお、東部知多クリーンセンターの処理困難物のうち、受入れ可能なものについては許可業者の処理施設において破砕・選別等の中間処理を行うものとします。また、事業所から排出される生ごみの一部は、バイオガス発電施設でメタン発酵処理を行うものとします。

### ア ごみ

#### ・焼却処理施設

名称	東部知多クリーンセンター
所在地	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41
処理能力	200 t / 日 (100 t / 24h × 2 基)
炉形式	シャフト炉式ガス化熔融炉
使用開始	平成 31 年 4 月

#### ・破砕処理施設

名称	東部知多クリーンセンター
所在地	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41
処理能力	30 t / 日 (30 t / 5 h × 1 基)
破砕機形式	衝撃剪断併用横形回転式
使用開始	平成元年 4 月

### イ 資源物

資源物については、本市では回収業者の中間処理施設で品目ごとに処理をした後、それぞれのリサイクルルートにのせて再資源化をします。

品 目	処理内容	その後のルート
生きびん	異物除去、色・種類に選別	民間ルート
その他びん（無色・茶色）	異物除去、色別に選別、粗破砕	
スチール	ごみの除去、選別、圧縮	
アルミ	ごみの除去、選別、圧縮	
スプレー缶	ごみの除去、選別、圧縮	
紙類	ひもを切り、種類ごとに選別、圧縮	
衣類	袋から出し種類ごとに選別	
使用済小型電子機器等	分別、選別	
乾電池	選別、溶解	
ペットボトル	異物除去、圧縮梱包	指定法人ルート
プラスチック類	選別、異物・ごみの除去、圧縮梱包	
その他びん（その他色）	異物除去、色別に選別、粗破砕	

③ 最終処分

ごみの最終処分については、一部事務組合である東部知多衛生組合の東部知多クリーンセンターで焼却・破砕等の中間処理をした後、破砕不燃残渣を市内の大東最終処分場へ、飛灰を愛知県内の広域最終処分場へ搬入し、埋立処理をします。

搬入先名称	所在地	主な品目	備考
大東最終処分場	大府市大東町	破砕不燃残渣	平成 27 年 3 月 供用開始
(財)愛知臨海環境整備センター (アセック)	知多郡武豊町 (衣浦港 3 号地)	焼却飛灰	平成 23 年 3 月 管理型処分場 供用開始

(4) 一般廃棄物処理に関する他市町村との協議

一般廃棄物は、発生する市町村での処理を原則としていますが、搬出先との協議を行うことにより市町村間の移動を行います。

① 市外への搬出

搬出先市町村との協議の上、市内で発生した一般廃棄物を市外の民間の廃棄物処理施設において処理します。特に資源化・再利用が可能なものについては、積極的に協議を進めていくこととします。

一般廃棄物の市外への搬出内容

(単位: t)

廃棄物の種類	3 年度実績	4 年度見込量	5 年度見込量	搬出先市町村(予定)
木くず	292	289	289	半田市
剪定枝、刈草	656	601	601	半田市・東海市・名古屋市
乾電池	18	18	18	岡山県倉敷市
実験動物の屍体等	0	0.06	0.06	岐阜県海津市

※東部知多クリーンセンターから搬出する焼却残渣等は含みません。



② 市外からの搬入

他市町村との協議の上で、市外の一般廃棄物を市内にある民間の廃棄物処理施設において処理します。

一般廃棄物の市外からの搬入内容

(単位: t)

区分	処理施設	廃棄物の種類	3年度実績	4年度見込量	5年度見込量
最終処分	弥左衛門脇最終処分場	焼却灰等、脱水汚泥、不燃物、沈砂	88	159	149
中間処理	リサイクルプラント横根工場(破碎選別施設)	不燃物、粗大ごみ、乾電池	853	981	981
	リサイクルプラント横根工場(破碎選別施設)	蛍光管	7	8	8
	リサイクルプラント横根工場(バイオガス発電施設)	事業系生ごみ	7,814	9,892	10,890

5. その他

(1) 不法投棄対策

- 環境美化推進員を始めとする市民や、協定を締結している郵便局やタクシー協会からの通報により現場を把握し対応します。不法投棄ごみの回収と監視パトロールを行う環境美化委託を活用し、不法投棄ごみの増加を防ぎます。

(2) 災害廃棄物対策

- 大府市災害廃棄物処理計画に沿って、有事には災害時における応援協定締結団体へ応援要請を行うとともに、住民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を行います。

(3) 最終処分場の延命化

- 当面は東部知多衛生組合が整備した大東最終処分場及び愛知県を中心に整備した広域処分場を利用しますが、埋立残年数も限られていることから、延命化に努めます。

(4) バイオマス産業都市構想の推進

- バイオガス発電施設について、市民や市内事業者へ積極的にPRするとともに、大府市内の保育園、小・中学校から排出される給食残渣等の生ごみをバイオガス発電施設で処理することにより、ごみの減量化を図ります。
- 家庭系生ごみ分別収集事業を実施します。

(5) 使用済小型家電回収

- 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」での取組を活かし、継続的に小型家電回収を行います。

(6) 粗大ごみ戸別収集

- 安心安全で住みよい生活環境をつくる施策として、粗大ごみの戸別収集を実施します。

## II 生活排水処理実施計画

### 1. 基本方針

生活排水処理計画の基本方針は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点を踏まえ、次のとおりとします。

- (1) 下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進して、将来的にはすべての生活排水をこれらの生活排水処理施設によって処理します。
- (2) 下水道等の生活排水処理施設が整備・普及していない区域においては、家庭での発生源対策の啓発及び普及、合併処理浄化槽の普及促進、設置済浄化槽の適正な維持管理など、生活雑排水対策を推進します。
- (3) 汲取りし尿及び浄化槽汚泥については、適切な収集・運搬、処理・処分を実施します。

### 2. 処理計画

#### (1) 処理主体

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人（許可業者）
単独処理浄化槽	し尿	個人（許可業者）
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市（東部知多衛生組合）

(2) 生活排水の排出状況

処理区分		3年度実績	4年度目標	5年度目標	
人 口 (人)	行政区域内人口	94,936	95,687	96,306	
	計画処理区域内人口	94,936	95,687	96,306	
	計画収集人口	94,936	95,687	96,306	
	水洗化人口	下水道	75,362	76,092	76,419
		合併処理浄化槽	14,119	14,226	14,543
		単独処理浄化槽	3,404	3,359	3,344
	非水洗化人口(し尿汲取り)	2,084	2,010	1,970	
自家処理人口	0	0	0		
処理量 (k1)	し尿	1,287	1,261	1,236	
	浄化槽汚泥	12,880	12,941	12,911	
	合計	14,167	14,202	14,147	

※ し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、東部知多浄化センター実績から推計

(3) 収集・運搬計画

市内全域を対象に収集・運搬を行います。し尿清掃(汲取り)については委託業者、浄化槽清掃(汚泥引抜き)については許可業者によるものとします。また、今後は下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥が減少するため、収集量を随時把握し、収集体制について検討を行います。

(4) 中間処理・最終処分計画

収集したし尿・浄化槽汚泥は、現行どおり東部知多浄化センターで処理を行います。また、処理後の脱水汚泥については東部知多クリーンセンターで焼却処理を行います。

・し尿・浄化槽汚泥処理施設

名 称	東部知多浄化センター
管理主体	東部知多衛生組合 2市(大府市、豊明市)2町(東浦町、阿久比町)の一部事務組合
所在地	東浦町大字森岡字三洲道41番地
処理方法	生物処理+下水道放流方式
処理能力	200k1/日(し尿:45k1/日、浄化槽汚泥155k1/日)
竣 工	平成9年3月10日

3. 広報・啓発活動

生活排水クリーン推進員の協力により、市民へ生活排水についての情報・知識を提供し、家庭でできる浄化について指導・広報及び啓発活動を行います。